

厚労省「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取り扱いについて」 医学的理由のない先発医薬品使用継続は保護停止も検討

生活保護（生保）受給者は後発医薬品を選択するように。厚労省の社会・援護局保護課は4月1日付通知「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取り扱いについて」（社援保第0401002号）で、福祉事務所に対して、医療機関に継続してかかっている生保受給者が後発医薬品を選択するよう指導することを要請した。窓口負担が発生しない生保受給者には後発医薬品を選択するインセンティブが働きにくいことから、「必要最低限の保障を行うという生活保護法の趣旨目的」に鑑みて、医学的理由がある場合を除き後発医薬品の使用を求めるといふもので、医学的理由がなく先発医薬品を使い続ける生保受給者には保護停止も検討するなど、後発医薬品がある先発医薬品の使用を実質制限するような内容となっている。

通知では、後発医薬品のある先発医薬品が使用されているレセプトを単月点検の実施時に抽出し、慢性疾患等で後発医薬品を継続使用している生保受給者について、調剤した薬局に処方せんの写しの提出を依頼するよう求めている。その上で、常に「変更不可」欄にサイン等がある処方せんについては医学的理由によるものか否か処方医に確認を行い、医学的理由がない場合は後発医薬品を選択するよう口頭指導する。その後も生保受給者が先発医薬品を継続使用している場合は文書で指導し、さらに先発医薬品の使用が続いている生保受給者には保護の変更や停止等を検討することとしている。

同通知を受け、保団連は4月20日付で「生活保護による医療を受けている患者のみに対して、福祉事務所が薬剤使用の制限を強要することは、断じて認めることはできない」と、通知の撤回を求める反対表明を出している。